

2024年8月27日

日本印刷産業連合会
印刷工業会
全日本印刷工業組合連合会
日本フォーム印刷工業連合会 様

印刷インキ工業会

平素より、印刷インキ工業会の活動に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
フランスにおける印刷インキ鉍物油規制につき、以下ご案内申し上げます。

フランスの規制は2段階であり、2025年1月1日からの対応についてご説明します。
規制概要*1については次のようです。フランス国内で流通する包装材及び一般向け印刷物に使用する印刷インキについて、以下のような規制を設けるものです。

1)2023年1月1日より

芳香環 1-7 の MOAH(Mineral Oil Aromatic Hydrocarbon:鉍物油芳香族炭化水素)
印刷インキ中 1 重量%以下

2)2025年1月1日より

- i. 炭素数 16-35 の MOSH(Mineral Oil Saturated Hydrocarbon:鉍物油飽和炭化水素)
印刷インキ中 0.1 重量%以下
- ii. 芳香環 1-7 の MOAH(Mineral Oil Aromatic Hydrocarbon:鉍物油芳香族炭化水素)
印刷インキ中 0.1 重量%以下
- iii. 芳香環 3-7 の MOAH(Mineral Oil Aromatic Hydrocarbon:鉍物油芳香族炭化水素)
印刷インキ中 1 重量 ppm 以下

以下 I から III が当工業会の認識です。現時点の欧州の印刷インキ業界団体の見解と基本的に齟齬は無いものと考えています*2。

- I. 適合しているかどうかは、インキ生産会社個社の判断になります。フランス当局からは鉍物油含有量の試験方法についての公表はなく、原則として原料メーカーからの組成情報を基に判断することになります。またインキ生産工程における鉍物油の混入は、個社における生産管理の問題であり当工業会としては関与しません。
- II. トルエンは鉍物油とは考えておりません（規制の対象外）。当局発表の Q&A に記載

されています。*3

- III. 鉱物油以外の炭化水素、もしくは鉱物油に由来していない炭化水素については、当工業会としては対象ではないと考えています。フランス当局の見解発表によっては今後変更されることもあります。*4

残念ながら当工業会として個別のインキメーカーや銘柄を推奨することは出来ません。

オフセット印刷であれば一般的な鉱物油タイプのインキは2025年1月1日からの規制対応は困難ですが、NON-VOC インキと呼ばれる鉱物油を植物油に置き換えたインキ、もしくはUV インキは対応できる可能性があります。

グラビア印刷、フレキソ印刷、インクジェット印刷などのインキも対応できる可能性があります。印刷会社様を通じてインキ生産会社にお問い合わせください。

参考サイト

- *1 フランス循環経済法の概要 東京環境経営研究所

<https://www.tkk-lab.jp/post/reach-q670>

- *2 EuPIA (European Printing Ink Association) の見解

https://www.eupia.org/wp-content/uploads/2024/07/EuPIA-Information-Note-French-legal-texts-on-Mineral-Oils_20240711_FINAL.pdf

- *3 フランス当局による鉱物油規制のFAQ(フランス語)

https://www.ecologie.gouv.fr/sites/default/files/FAQ_HM_emballages_impressions.pdf

- *4 食品中のMOSH、MOAHについて ドイツ連邦リスク評価研究所

(MOSH、MOAHの定義について記載があります)

https://www.bfr.bund.de/en/questions_and_answers_on_mineral_oil_components_in_food-132254.html

以上、よろしくご検討願います。